

令和8年度 松戸市虐待防止条例に係る取組

令和8年度 第1回松戸市虐待防止連携推進会議

令和8年8月4日(火)

1. 周知啓発の取り組み

◎ 普及啓発物品の作成

- ・ 今年度作成した、エコバック・名入れポケットティッシュ・ステッカー等を各種イベント、講演会、研修会等で配布予定。
- ・ 令和8年度においても、より多くの方に手に取っていただけるような啓発物品を作成し、継続的に普及啓発を図る。

◎ チラシの配布

- ・ 松戸市虐待防止条例及び相談窓口に関するチラシを増刷し、各種イベントや講演会、研修会等で配布を実施。
- ・ 市民アンケート実施に向け、アンケートへのアクセスがしやすくなるよう、チラシのデザインを変更予定。
- ・ 市内中学3年生への継続的なチラシの配布を行う。

◎ パートナー講座の実施

- ・ 松戸市虐待防止条例に関する「パートナー講座」について、活用促進のため関係機関や地域に向けて周知を行う。

◎ その他(連携)

- ・ 各ネットワークが開催する研修会や講演会において、「松戸市虐待防止条例」の周知を実施し、連携体制の強化を図る。

2. 周知・啓発活動の予定一覧

昨年度に引き続き、3課(こども家庭センター、地域包括ケア推進課、障害福祉課)が行うイベントや講演会、研修会等で松戸市虐待防止条例を周知します。

◎ こども家庭センター

- ・ オレンジリボンキャンペーン(まつどまつり、市役所内連絡通路)
- ・ 子育て講演会

◎ 障害福祉課(基幹相談支援センター)

- ・ ふれあいフェスティバル
- ・ 障害者虐待防止従事者向け研修会
- ・ 障害者虐待防止市民向け講演会
- ・ 障害者週間(市役所内連絡通路)
- ・ パートナー講座(障害者の権利擁護について)

◎ 地域包括ケア推進課

- ・ 高齢者虐待防止専門職向け研修会
- ・ パートナー講座
- ・ 成年後見制度地域巡回講演会
- ・ 困難事例法務講演会
- ・ 高齢者の権利擁護(市役所内連絡通路)

◎ 地域包括支援センター(一部抜粋)

- ・ 高齢者虐待防止市民向け講演会(圏域ごと)
- ・ 認知症サポーター養成講座
- ・ 介護予防体操教室
- ・ 出張包括
- ・ 介護者のつどい
- ・ ケアマネ交流会
- ・ 地域のお祭りやイベント等

3. 他機関連携(研修会等の開催)

◎ 虐待対応機関合同勉強会（対応機関向け）の開催

児童・高齢者・障害者虐待に対応する各機関が一堂に会し、事例検討を通じて支援時に心がけるべき事項の共有。虐待対応機関職員の対応力・支援力向上を図ることを目的に、引き続き開催予定。

◎ 虐待対応機関合同勉強会（関係機関向け）の開催

虐待対応機関だけでなく、通報・通告を行い対応機関と協働する関係機関の対応力向上を目的として、引き続き開催予定。

◎ 市職員向け研修会の開催

市民に幅広く関わる市職員の虐待防止に関する意識を高め、早期発見・早期対応の実現を目指す。また、虐待防止に関する取組の理解促進により、他分野との連携強化を図る。アンケートの「虐待通報後の具体的流れを知りたい」との意見を踏まえ、研修内容をさらに検討予定。

◎ 連携強化に向けた会議体の活用－(重層的)支援会議

各分野の支援機関が抱える困りごとについて、ときほぐしが単独では困難な場合には、引き続き、多機関協働事業の(重層的)支援会議を活用し、課題解決を図っていく。

4. 市民アンケートの実施状況

松戸市虐待防止条例 市民アンケート

概要

本アンケートは、令和2年4月1日に施行された、「松戸市虐待防止条例」に関する市民等の認知度および、虐待に対する理解度等を把握することを目的に実施するものです。
本アンケートは、どなたでもご回答いただけます。
多くの皆様の率直なご意見をお聞かせください。

なお、アンケートにご回答いただけた方には、完了後に表示される申請番号をスクリーンショット等で保存のうえ、市役所関係窓口のいずれかにご提示いただくことで、「松戸市虐待防止推進キャラクターハートはと」のミニタオルを先着で1人1枚プレゼントいたします。
皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

アンケート期間

令和8年7月1日から令和8年12月31日

市役所関係窓口

- ・松戸市こども家庭センター（中央保健福祉センター 3階）
- ・松戸市地域包括ケア推進課（松戸市役所 本館1階）
- ・松戸市障害福祉課（松戸市役所 新館3階）
- ・松戸市指導監査課（松戸市役所 本館2階）

受付開始日

2026年7月1日 0時00分

受付終了日

2027年1月1日 0時00分



松戸市虐待防止条例 市民アンケート

性別について教えてください 必須

選択解除

☐ 男
☐ 女
☐ その他

年齢について教えてください 必須

選択してください

居住地について教えてください 必須

選択解除

☐ 市内在住
☐ 市外在住

居住年数について教えてください（松戸市に居住している場合回答）

選択してください

アンケートの説明画面

アンケートの回答画面

令和8年7月1日より、松戸市オンラインシステムを活用し、「松戸市虐待防止条例 市民アンケート」の受付を開始した。

本アンケートは、「松戸市虐待防止条例」に関する市民等の認知度および、虐待に対する理解度等を把握することを目的に実施し、同年12月31日までアンケートの回答を受け付ける。

4. 市民アンケートの実施状況

松戸市虐待防止条例 市民アンケート

申請を受け付けました。
お問合せの際に必要となりますので、申込番号を控えるか、本ページを印刷のうえ保管してください。

アンケートにご回答いただいた方には、先着で「松戸市虐待防止推進キャラクターハートはと」のミニタオルを1人1枚プレゼントしています。
下記の関係機関窓口いずれかに、申請番号をスクリーンショットまたは印刷したものをご提示ください。

【関係機関窓口】

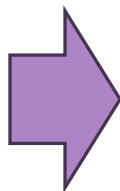
- ・松戸市こども家庭センター（中央保健福祉センター 3階）
- ・松戸市地域包括ケア推進課（松戸市役所 本館1階）
- ・松戸市障害福祉課（松戸市役所 新館3階）
- ・松戸市指導監査課（松戸市役所 本館2階）

また、松戸市ホームページでは、「松戸市虐待防止条例」に関する様々な情報を発信しています。
本アンケートに関する「解説集」も掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

[松戸市ホームページ（松戸市虐待防止条例）](#)

申込番号

12345678



アンケートの回答完了画面

市民アンケートに回答いただいた方には、先着で「松戸市虐待防止推進キャラクターハートはと」のミニタオルを配布する。ミニタオルは、タグ部分にハートはとのデザインを取り入れるとともに、素材にはオーガニックコットンを使用した。こどもから高齢者まで、老若男女を問わず使用できるものになるよう工夫して作成した。



ハートはと ミニタオル

5. 松戸市公式ホームページを活用した市民アンケートの周知啓発

松戸市虐待防止条例市民アンケート

松戸市虐待防止条例市民アンケートを実施します。

本アンケートは、令和2年4月1日に施行された、「松戸市虐待防止条例」に関する市民等の認知度および、虐待に対する理解度等を把握することを目的に実施するものです。本アンケートは、どなたでもご回答いただけます。多くの皆様の率直なご意見をお聞かせください。なお、アンケートにご回答いただいた方には、完了後に表示される申請番号をスクリーンショット等で保存のうえ、市役所関係窓口のいずれかにご提示いただくことで、「松戸市虐待防止推進キャラクターハートはと」のミニタオルを1人1枚先着でプレゼントいたします。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

アンケート期間 令和8年7月1日から令和8年12月31日まで

【市役所関係窓口】

- ・松戸市こども家庭センター（中央保健福祉センター 3階）
- ・松戸市地域包括ケア推進課（松戸市役所 本館1階）
- ・松戸市障害福祉課（松戸市役所 新館3階）
- ・松戸市指導監査課（松戸市役所 本館2階）

松戸市虐待防止条例市民アンケートの回答はこちらから

■ 松戸市虐待防止条例市民アンケート

回答する場合には、こちらをクリックしてください



■ 松戸市虐待防止条例市民アンケート（解説集）（PDF：388KB）

松戸市公式ホームページ

松戸市虐待防止条例市民アンケート 解説集

Q

松戸市虐待防止条例ってなに？

A

松戸市虐待防止条例は、令和2年4月1日から始まった、松戸市に定めた「虐待をなくすための基本的な考え方」を示す条例です。この条例は、市役所だけでなく、市民のみなさんや関係団体、地域のみなさんが協力して、虐待のないまちを作っていくことを目指しています。目指しているのは、「虐待のない誰もが安心して暮らせるまちまつど」の実現です。

なお、この条例は「理念条例」といって、罰則を定めるものではありません。松戸市が「どんなまちを目指すか」という方向性を示したものです。

また、「ハートはと」という推進キャラクターが、イベントなどで虐待防止の呼びかけを行い、みなさんに分かりやすく伝える活動をしています。

1

アンケート（解説集）

アンケートの回答数向上に向けた取組として、松戸市ホームページ内の「権利擁護の相談」ページを活用し、市民アンケートのURLを掲載した。また、同ページに「松戸市虐待防止条例市民アンケート解説集」を掲載し、市民に対して虐待防止条例に関する取組内容や児童、高齢者、障害者虐待の概要、虐待に関する相談窓口について周知を図る工夫を行った。

6. チラシを活用した市民アンケートの周知啓発

虐待の相談を支援のきっかけに！

どこに相談したらいいの？

相談先は下記のとおりです。匿名での相談も可能です。相談者や相談内容についての秘密は守られます。

	名 称	時 間	電話番号／FAX
児 童	児童相談所虐待対応ダイヤル	24時間365日対応	☎ 1 8 9
	松戸市子ども家庭センター	9:00～16:30	☎ 047-366-3941 FAX 047-366-3901
	千葉県柏児童相談所	9:00～17:00	☎ 04-7131-7175
高 齢 者	松戸市高齢者いきいき安心センター（地域包括支援センター）	8:30～17:00	☎ センター直轄市 ▶ （松戸市公式HP）
	松戸市地域包括ケア推進課	9:00～16:30	☎ 047-366-7343 FAX 047-366-7748
障 害 者	松戸市障害者虐待防止・障害者差別相談センター	8:30～19:00	☎ 047-366-8376
	松戸市障害福祉課	9:00～16:30	☎ 047-366-7348 FAX 047-366-7613

※ 施設等の高齢者・障害者虐待は指導監査課へ ☎ 047-366-4101

相談したらどうなるの？

状況を把握するための調査、再発防止のための支援者との面談、必要なサービスの紹介などを行います。状況によっては、安全確保のため対象者を保護することもあります。

虐待にあたるのかわからない

虐待が疑われる場合、確信が持たなくても、虐待かどうかは自分で判断せず、まずは上記の相談先に連絡してみてください。

虐待のサイン（一助）

- 身体に不自然なキズやあざがある
- 怒罵り声や泣き声、大きな物音がする
- 汚れた服を着付けていたり、髪や爪が伸びたままで汚い

詳しくは

松戸市公式HP

松戸市虐待防止条例 検索

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/matsudo/ku/kids/matsudo/kyouten/gakufuaboutyouyou.html>

皆さんの「小さな気づき」が、「その方を支えること」につながります！

令和2年4月1日施行

松戸市虐待防止条例

虐待のない誰もが安心して暮らせるまち

まつど

松戸市虐待防止推進キャラクター「ハートはと」

虐待は許されない行為ですが、虐待をする人は、過去の体験で心身に傷を負っていたり、様々な背景のなかで追い詰められている可能性があります。その場合、その人を責めるだけでは問題解決できず、むしろ家庭が地域から孤立して、状況が悪化することもあります。虐待の予防には、周囲の温かい支えと適切な支援、何より当事者をささないことが大切です。

松戸市虐待防止条例市民アンケート

アンケートをお答えいただいた方には先着で「松戸市虐待防止推進キャラクターハートはと」のミニタオルをプレゼントいたします。

回答期間 令和8年7月1日～令和8年12月31日

アンケートの回答はこのQRコードより

普及啓発のチラシを増刷し、松戸市虐待防止条例市民アンケートのQRコードを掲載した

松戸市虐待防止条例 普及啓発チラシ

アンケートの回答数向上に向けた取組として、「松戸市虐待防止条例 普及啓発チラシ」を増刷した。チラシにはアンケートのQRコードを掲載し、ワンクリックで回答できるよう工夫を行った。また、市役所で開催される各種イベント（まつどまつり・ふれあいフェスティバル等）や、市民が市役所等に来所する機会、地域包括支援センター等で実施されるイベントを活用し、普及啓発チラシの配架を行うなど、幅広い周知に取り組んでいく。

8

7. 令和8年度に向けて

松戸市虐待防止条例 3ヶ年事業計画

令和7年度	令和8年度	令和9年度
アンケートの内容検討	アンケートの実施	結果をもとに事業内容の検討

令和8年度は、松戸市虐待防止条例に係る3ヶ年事業計画の2年目にあたり、「市民アンケート」を実施します。

令和9年度は、「市民アンケート」の結果を踏まえ、今後の事業内容にどのように反映させていくか検討してまいります。

また、引き続き市民の皆様には虐待について正しい理解を深めていただくためには、どのような普及啓発や支援活動が効果的であるか検証し、引き続き、虐待の通報・通告しやすい環境づくりを推進していきます。

